

職員の勤務地の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年10月30日

佐賀県教育委員会教育長 古 谷 宏

佐賀県教育委員会規則第7号

職員の勤務地の特例に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務地の特例に関する規則（平成20年佐賀県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（派遣研修における勤務地）</p> <p>第2条 職員が、<u>おおむね1年以上の派遣研修</u>（国内における派遣研修で、派遣先における勤務時間の定めがあるものに限る。）を命じられた場合の勤務地は、当該研修が行われる主たる場所の所在地とする。</p> <p>2 略</p>	<p>（派遣研修における勤務地）</p> <p>第2条 職員が、<u>次に掲げる派遣研修</u>（国内における派遣研修で、派遣先における勤務時間の定めがあるものに限る。）を命じられた場合の勤務地は、当該研修が行われる主たる場所の所在地とする。</p> <p><u>(1) 1年以上の派遣研修</u></p> <p><u>(2) 1年未満の派遣研修で教育長が特に必要と認めるもの</u></p> <p>2 略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。